

金融商品取引法における広告等規制について

< 第 4 版 >

平成 2 1 年 7 月

日本証券業協会

1. 金融商品取引法における広告等規制について

平成 19 年 9 月 30 日施行の金融商品取引法（以下「金商法」という。）において、新たに広告等に関する規制が導入されました。

金商法施行前の本協会における広告等規制では、広告等を「広告、勧誘資料、説明資料、宣伝物その他いかなる名称であるかを問わず、協会員がその営業に関し、有価証券の売買その他の取引等を誘引する手段として行う表示」と定義しておりましたが、金商法における広告又は広告類似行為は次のように定義されております。

「金融商品取引業者等は、その行う金融商品取引業の内容について広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為（ 1 ）をするときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項（ 2 ）を表示しなければならない。」「【金商法第 37 条】

（ 1 ） 「広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為」【金商業等府令第 72 条】

(1) 広 告

次に掲げる行為が広告に該当する。

テレビCM

ラジオCM

ポスターを貼る方法

新聞に掲載する方法

雑誌に掲載する方法

インターネット・ホームページに掲載する方法

注) 上記 ~ については、後段の「広告等には該当するがその特性が勘案されるもの」に該当することに留意が必要です。

(2) 広告類似行為

次に掲げる方法により、多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供

郵便

信書便

ファクシミリ装置を用いて送信する方法

電子メールを送信する方法

ビラ又はパンフレットを配布する方法

その他

ただし、次に掲げるものは広告等に該当しない。【金商業等府令第 72 条各号】

イ．法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法

ロ．個別の企業の分析及び評価に関する資料（アナリスト・レポート）であって、金融商品取引契

約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法

ハ．次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ノベルティ・グッズ）を提供する方法

- a．次に掲げるいずれかのものの名称、銘柄又は通称
 - ．金融商品取引契約又はその種類
 - ．有価証券又はその種類
 - ．出資対象事業又はその種類
 - ．～ までに掲げる事項に準ずる事項
- b．金融商品取引業者等の商号、名称若しくは氏名又はこれらの通称
- c．元本損失が生じるおそれがある旨（当該事項の文字又は数字が当該事項以外の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示されているものに限る。）
- d．契約締結前交付書面（又は目論見書）の内容を十分に読むべき旨

（ 2 ） 「 広告等における表示事項 」

業者等の商号、名称または氏名【法 37 条第 1 項第 1 号】

業者等である旨及び業者等の登録番号【法 37 条第 1 項第 2 号】

顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの【法 37 条第 1 項第 3 号】

イ．契約に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項【施行令第 16 条第 1 項第 1 号】

- ・手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、契約に関して顧客が支払うべき対価（有価証券の価格又は保証金等の額を除く。）の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（契約に係る有価証券の価格、デリバティブ取引等の額若しくは運用財産の額に対する割合又は金融商品取引行為を行うことにより生じた利益に対する割合を含む。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要
- ただし、これらの表示をすることができない場合にあっては、その旨及びその理由【金商業等府令第 74 条第 1 項】
- ・投資信託若しくは外国投資信託に表示されるべき権利若しくは組合契約若しくは外国組合契約に掲げる権利の取得に係るものであって、当該投資信託受益権等に係る財産が他の投資信託受益権等に対して出資され、又は拠出されるものである場合には、手数料等には、出資対象投資信託受益権等に係る信託報酬その他の手数料等を含む。など。【金商業等府令第 74 条第 2～4 項】

ロ．契約に関して顧客が預託すべき委託証拠金【施行令第 16 条第 1 項第 2 号】（内閣府令はなし。）

ハ．顧客が行うデリバティブ取引、信用取引の額（取引の対価の額又は約定数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額）が当該取引について顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金の額を上回る可能性がある場合にあっては次の事項【施行令第 16 条第 1 項第 3 号】

- ・当該デリバティブ取引等の額が当該保証金等の額を上回る可能性がある旨
- ・当該デリバティブ取引等の額の当該保証金等の額に対する比率（当該比率を算出することができない場合にあっては、その旨及びその理由）

ニ．顧客が行う取引行為において、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に

係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては次の事項【施行令第16条第1項第4号】(リスク文言)

・当該指標

・当該指標に係る変動により損失が生じるおそれがある旨及びその理由

ホ．二の損失の額が保証金等の額を上回る事となるおそれがある場合にあっては次の事項【施行令第16条第1項第5号】

・指標のうち元本超過損が生ずるおそれを生じさせる直接の原因となるもの

・上記に掲げるものに係る変動により元本超過損が生ずるおそれがある旨及びその理由

ヘ．店頭デリバティブ取引について、業者等が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格とに差がある場合にあってはその旨【施行令第16条第1項第6号】

ト．契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実【施行令第16条第1項第7号、金商業等府令第76条第1号】

チ．業者等が協会に加入している場合にあっては、その旨及び当該協会の名称【施行令第16条第1項第7号、金商業等府令第76条第2号】

広告等には該当するがその特性が勘案されるもの

広告等の行為を一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法(3)によりする場合には、次に掲げるものを表示することで足りません。【施行令第16条第2項】

業者等の商号、名称又は氏名

業者等である旨及び登録番号

顧客が行う取引行為について、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、当該おそれがある旨(当該損失の額が保証金等の額を上回ることとなるおそれがある場合にあっては、当該おそれがある旨)【施行令第16条第2項第1号】

契約締結前交付書面(又は目論見書)の内容を十分に読むべき旨【施行令第16条第2項第2号、金商業等府令第77条第2項、金商業等府令第72条第3号二】

(3) 一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法

次に掲げる者の放送設備により放送をさせる方法【金商業等府令第77条第1項第1号】(テレビCM、ラジオCM)

イ．有線テレビジョン放送事業者

ロ．有線ラジオ放送の業務を行う者

ハ．電気通信役務利用放送の業務を行う者

業者等又は業者等が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容(一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は上記に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。)を電気通信回線を利用して顧客に閲覧

させる方法【金商業等府令第 77 条第 1 項第 2 号】(テレビCM、ラジオCMをインターネット・ホームページに掲載したもの)

常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの【金商業等府令第 77 条第 1 項第 3 号】(看板、壁面に貼り付けたポスター(ビラとして配布するなどの方法に用いる場合を除く。)、電光掲示板など)

広告等の表示方法

金融商品取引業者等がその行う金融商品取引業の内容について、広告等をするとき、上記 2 における表示事項を明瞭かつ正確に表示しなければなりません。【金商業等府令第 73 条第 1 項】

また、上記 2 二及びホに掲げる事項については、当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示することとなります。【金商業等府令第 73 条第 2 項】

誇大広告の禁止

金融商品取引業者等がその行う金融商品取引業の内容について、広告等をするとき、金融商品取引行為を行うことによる利益の見込み等、次の事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはなりません。【金商法第 37 条第 2 項】

契約の解除に関する事項【金商業等府令第 78 条第 1 号】

契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項【金商業等府令第 78 条第 2 号】

契約に係る損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する事項【金商業等府令第 78 条第 3 号】

契約に係る取引市場又は取引市場に類似する市場で外国に所在するものに関する事項【金商業等府令第 78 条第 4 号】

業者等の資力又は信用に関する事項【金商業等府令第 78 条第 5 号】

業者等の業の実績に関する事項【金商業等府令第 78 条第 6 号】

契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項【金商業等府令第 78 条第 7 号】

抵当証券等の売買その他の取引の場合は、次の事項【金商業等府令第 78 条第 8 号】

- ・ 抵当証券等に記載された債権の元本及び利息の支払の確実性又は保証に関する事項
- ・ 業者等に対する推薦に関する事項
- ・ 利息に関する事項
- ・ 抵当証券等に記載された抵当権の目的に関する事項

投資顧問契約の広告等にあつては、助言の内容及び方法に関する事項【金商業等府令第 78 条第 9 号】

投資一任契約の広告等にあつては、投資判断の内容及び方法に関する事項【金商業等府令第 78 条第 10 号】

匿名組合契約(競走用馬関係)の募集又は私募の広告等にあつては、競走用馬の血統及び飼養管理

の状況に関する事項【金商業等府令等第 78 条第 11 号】

特定投資家に対する取扱い

特定投資家に対する広告等については、金商法第 37 条の適用はありません。

2 . Q & A

(1) 「広告等」について

問1 金融商品取引法における「広告等」とは何か。

答： 旧「広告等及び景品類の提供に関する規則」(公正慣習規則第7号)において、「広告等」とは、「いかなる名称であるかを問わず、協会員がその営業に関し、有価証券の売買その他の取引等を誘引する手段として行う表示」を指していましたが、金融商品取引法における「広告等」とは、次に掲げる方法により、多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供が考えられます。

(1) 広告

テレビCM

ラジオCM

ポスターを貼る方法

新聞に掲載する方法

雑誌に掲載する方法

インターネット・ホームページに掲載する方法

注) 上記 ~ については、後段の「広告等には該当するがその特性が勘案されるもの」に該当することに留意が必要です。

(2) 広告類似行為

次に掲げる方法により、多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供

郵便

信書便

ファクシミリ装置を用いて送信する方法

電子メールを送信する方法

ビラ又はパンフレットを配布する方法(店内にビラ又はパンフレットを備え置くこと、ポスティング(顧客と面談せずにビラ又はパンフレット等を単にポストに投函する方法や住居に配布して回る方法)なども含む。)

その他

参考条文等：法第37条、金商業等府令第72条、パブコメ回答P239(No14～21,74～82)

問2 「広告等」に該当しない行為には、どのようなものがありますか。
考え方や具体的な事例を示してください。

答： 法令において、次に掲げる方法が「広告等」から除かれております。

法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法
(法定公告、会社公告、目論見書、外国証券内容説明書、投資信託の運用報告書など)
個別の企業の分析及び評価に関する資料(アナリスト・レポート)であって、金融商品取引契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法
次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品(例えば、メモ帳、ボールペンや貯金箱等のいわゆるノベルティ・グッズなど)を提供する方法

イ．次に掲げるいずれかのものの名称、銘柄又は通称

- ．金融商品取引契約又はその種類
- ．有価証券又はその種類
- ．出資対象事業又はその種類
- ． ～ までに掲げる事項に準ずる事項

ロ．金融商品取引業者等の商号、名称若しくは氏名又はこれらの通称

ハ．元本損失が生じるおそれがある旨(当該損失の額が保証金等の額を上回ることとなるおそれがある場合にあつては、当該おそれがある旨を表示する。また、当該事項の文字又は数字が当該事項以外の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示されているものに限る。)

ニ．契約締結前交付書面(又は目論見書)の内容を十分に読むべき旨

注1) の景品その他の物品は、上記ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限ります。

注2) の方法にあつては、当該景品その他の物品に表示されていない事項がある場合であっても、当該景品その他の物品と併せて、表示されていない事項が表示されている他の資料又は物品とを一体のものとして提供する方法でも良いとされております。ただし、イ～ニの事項のみの表示であることに留意が必要です。

また、上記に加え、次に掲げる行為についても、一般的には「広告等」には、該当しないものと考えられます。

プレス・リリース資料を報道機関のみに配布する行為
単独の顧客のみを対象として行われる当該顧客に即した情報を提供する行為
新聞・雑誌(経済誌、マネー雑誌、四季報など)等そのものを提供する行為

個別商品名の記載はあるが、直接的な誘引文言や当該商品の商品概要又は詳細などの記載がない資料等を、個別商品の取引を誘引する目的ではなく、情報提供する行為

例えば、この条件を満たした次の行為

- ・ セミナーの案内のみを目的とした案内状を送付する行為やポスターを貼る行為
- ・ 資料請求用紙（はがき）やアンケートを送付する行為
- ・ ディスクロージャー誌やアニュアルレポートを配付する行為
- ・ 決算内容を説明することを目的に、IR資料などを提供する行為

など

一般的に「取扱商品一覧の案内」は、「個別商品の取引を誘引する目的ではない」とまでは、言えないことに留意する必要があります。

顧客に対し、個別商品名の記載はあるが、直接的な誘引文言や当該商品の商品概要又は詳細などの記載がない資料等を、個別商品の取引を誘引する目的ではなく情報提供する行為（アフターサービスの一環と認められるものなど）

例えば、この条件を満たした次の行為

- ・ 株価（チャート）や投資信託の基準価格等を提供する行為
- ・ 投資信託協会における「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」第18条に規定する委託会社が作成する適時開示資料（運用レポート）を提供する行為
- ・ 経済・為替等のレポートを提供する行為
- ・ 顧客が保有する有価証券等に重要な事象（上場廃止、合併、償還、株式分割その他コーポレート・アクション等）が生じ、プレス・リリース資料や当該事象を通知する文書を提供する行為
- ・ 客観的事実のみが記載された統計資料を提供する行為 など

制度を周知するポスターを貼る行為や資料を提供する行為

例 株券電子化を周知する為のポスターを貼る行為や資料を提供する行為

ただし、セミナーの案内については、広告等に該当するしないにかかわらず、金融商品取引契約の締結の勧誘（勧誘を目的とした具体的商品説明を含む、）を行う場合には、「金融商品取引を誘引する目的がある旨」の表示を明確に表示する必要があると考えられます。

参考条文等：金商業等府令第72条各号、パブコメ回答 P234(No53)、P238(No73)、「金融商品取引法の疑問に答えます」質問、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

(2) 「金融商品取引業の内容」について

問3 「金融商品取引業の内容」とは何か。

また、どのような表示であれば「金融商品取引業の内容」とならないのでしょうか。

答： 「金融商品取引業の内容」とは、金商法第2条第8項各号に掲げる行為を行う業務の内容であり、例えば、会社名のみが表示であれば、「金融商品取引業の内容」には該当しないと考えられますが、金融商品取引業に関する商品名（株式の銘柄名、投資信託の名称など）や商品の種類（株式、債券、投資信託など（特定の金融商品について言及がなく、単なる取扱い業務の紹介にとどまる文書を除く。）、取引手段やサービス名称が表示されていれば、一般的には、当該商品等を勧誘する手段として当該表示されたものを交付する行為等と考えられることから、「金融商品取引業の内容」に該当する可能性があると考えられます。（なお、「個人向け国債」という文言は、「個別の商品名」とまではいわず、「有価証券の種類」と考えられます。）

ただし、封筒、ポケットティッシュや携帯用時刻表などに会社名、住所及び連絡先と一緒に「株式・国債・公社債・投資信託」という文言のみ表示されたもの、「投資信託は 証券まで」や「個人向け国債は 証券まで」という文言のみ表示されたものについては、当該文言が一種のキャッチコピー的な文言にとどまるものであり、商品の商品概要や詳細などの記載を伴っていないのであれば、当該表示が一義的に個別の金融商品を勧誘しているとまではいえず、「金融商品取引業の内容」には該当しないと考えられます。

その他、「税制に関する案内」や「法令・制度に関する案内」にとどまるものも、「金融商品取引業の内容」には、該当しないと考えられます。

なお、「株券電子化に関する制度の説明」ととどまるものや「株券電子化が始まります、タンス株券の取扱いは、証券までご相談ください。」等の文言は、直接的に金融商品取引を誘引するものではなく、金融商品取引業の内容を具体的に表示していないことから、「金融商品取引業の内容」には、該当しないと考えられます。

また、会社名、住所及び連絡先と一緒に「特定口座は 証券」、「株券は 証券まで」や「株券は 証券までお預けください。」という文言のみ表示されたものについては、当該文言が一種のキャッチコピー的な文言にとどまるものであり、商品の商品概要や詳細などの記載を伴っていないのであれば、当該表示が一義的に個別の金融商品を勧誘しているとまではいえず、「金融商品取引業の内容」には該当しないと考えられます。

なお、有価証券の預託に関する説明を表示する場合（例えば、口座管理料を徴収している場合）には、次の事例による表示が考えられます。

「株券を当社の口座でお預かりする場合には、1年間に 円（税込み）の口座管理料を頂戴いたします。」

参考条文等：法第 37 条、パブコメ回答 P228(No19～21, No31～33)、「金融商品取引法の疑問に答えます」質問

問 4 株価、国債の金利、投資信託の基準価格、為替レートは、「金融商品取引業の内容」に該当するか。

答： 株価(四本値、株価のみの推移を含む。)若しくは実績配当金(実績配当金のみの推移を含む。) 国債の金利(金利推移を含む。) 投資信託の基準価格(基準価格のみの推移を含む。)若しくは実績収益分配金(実績収益分配金のみの推移を含む。) 又は、為替レート(為替レートのみの推移を含む。)のみの表示については、単に事実の表示であり、これだけでは、「金融商品取引業の内容」には該当しないと考えられます。

また、 T O P I X や日経平均株価等の指標、 L I B O R やスワップレート等の金利に関する指標、 経済指標、 気象データ、なども当該数値データのみの表示であれば、「金融商品取引業の内容」には該当しないと考えられます。

よって、店頭に設置された株価ボード等により株価を表示する方法は、広告等には該当しないと考えられます。

ただし、販売用資料として記載し提供する方法、又は販売用資料と併せて提供する方法は、「金融商品取引業の内容」についての広告等に該当すると考えられます。

なお、顧客の求めにより、当該顧客に即して提供する場合は、「広告等」に該当しないと考えられます。

参考条文等：パブコメ回答 P228(No22～23)、P234(No53)

問 5 その他、「金融商品取引業の内容」に該当するものは何か。

答： 次の表示は、「金融商品取引業の内容」に該当すると考えられます。

投資信託委託会社が作成する投資信託のポスター・リーフレット
財務省作成の個人向け国債のポスター・リーフレット

投資信託委託会社などが行う新聞広告などに単に販売会社一覧として、販売会社である金融商品取引業者名が記載されているものは、当該投資信託委託会社などの広告であることが

明らかであれば、販売業者である金融商品取引業者の広告には該当しないと考えられます。
他社が作成するポスター・リーフレット等を利用する場合であっても、法令の要件を満たしている必要があることに留意する。(必要表示事項や文字の大きさなど)

また、次の表示も「金融商品取引業の内容」に該当する場合もあり得ると考えられます。

金融商品の仕組みの紹介が表示されたもの
金融商品取引の仕組み・スキーム、メリット・デメリットが表示されたもの

参考条文等：パブコメ回答 P229(No26,27,29)、P234(No53)

(3) 「広告等」の表示について

問6 「広告等」において、表示しなければならない事項は何か。

答： 「広告等」において、法令上表示しなければならない事項（以下「表示義務事項」という。）は、次のとおりとなっております。

金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名
金融商品取引業者等である旨及び業者等の登録番号
契約に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項
契約に関して顧客が預託すべき委託証拠金

顧客が行うデリバティブ取引、信用取引の額（取引の対価の額又は約定数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額）が当該取引について顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金の額を上回る可能性がある場合にあっては次の事項

- ・当該デリバティブ取引等の額が当該保証金等の額を上回る可能性がある旨
- ・当該デリバティブ取引等の額の当該保証金等の額に対する比率

顧客が行う取引行為において、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては次の事項

- ・当該指標
- ・当該指標に係る変動により損失が生じるおそれがある旨及びその理由

の損失の額が保証金等の額を上回る事となるおそれがある場合にあっては次の事項

- ・指標のうち元本超過損が生ずるおそれを生じさせる直接の原因となるもの
- ・上記に掲げるものに係る変動により元本超過損が生ずるおそれがある旨及びその理由

店頭デリバティブ取引について、業者等が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格とに差がある場合にあってはその旨

契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実

業者等が協会に加入している場合にあっては、その旨及び当該協会の名称（複数の協会に加入している場合は、広告等の内容にかかわらず、加入しているすべての協会名を記載する。）

参考条文等：法第 37 条、施行令第 16 条、金商業等府令第 72 条、パプコメ回答 P266(No237,238)

問 7 「契約に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項」とは、何を表示すれば良いか。

答： 「契約に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項」とは、「手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、金融商品取引契約に関して顧客が支払うべき対価」(以下「手数料等」という。)をいい、次の事項を表示することとなります。

手数料等の種類毎の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要
手数料等の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要

ただし、これらの表示をすることができない場合は、「その旨」及び「その理由」を表示することとなり、手数料等がない場合は、その旨を記載する必要があります。

なお、「有価証券の価格」、「保証金等の額」や「税金」(注)は、手数料等の対象外となります。

注) 手数料等の消費税については、消費税法により、広告等において、商品・サービス等の価格を表示する場合には、総額（消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた価格）を表示することが求められていることに留意する必要があります。

また、株式や債券等における「引受価格と販売価格の差額」や「相対取引における売買価格差」、デリバティブ取引における「売付けの価格と買付けの価格の差であるスプレッド自体」、外貨建て商品における円貨決済する場合の「売付け為替と買付け為替の差であるスプレッド自体」は、手数料等には、該当しないと考えられます。

一般的な商品における手数料等には、具体的に、次のものが考えられます。

株 式 ... 委託手数料（募集、売出し等の場合は、なし）

債 券 ... 委託手数料（募集、売出し等又は相対取引等の場合は、なし）

投資信託 ... 販売手数料、信託報酬、信託財産留保額、信託事務の諸費用等、投資信託における株式の売買手数料等 など

参考条文等：金商業等府令第 74 条、パプコメ回答 P246(No133)、P250(No154)、P254(No173～177)、P256(No186～188)

問8 「手数料等」の概要について、具体的な例示はないか。

答： 主な個別の商品内容が記載された販売用資料等における「手数料等」の概要は、次の事例による表示が考えられます。

1. 「株式」に関する手数料等の概要

(1) 募集、売出し等

株式を募集等により取得する場合には、購入対価のみお支払いいただくこととなります。

(2) 委託取引

株式を購入する場合は、約定代金に対し、最大 . % (税込み) (万円以下の場合は、 円 (税込み)) の委託手数料をいただくこととなります。

2. 「債券」に関する手数料等の概要

・募集、売出し等又は相対取引

債券を購入する場合は、購入対価のみお支払いいただくこととなります。

3. 「投資信託」に関する手数料等の概要

「お客様には、以下の費用をご負担いただきます。」(税込み)

申込時に直接ご負担いただく費用

- ・申込手数料(申込口数、代金、又は金額に応じ、基準価額に対して、 . %)

換金時に直接ご負担いただく費用

- ・信託財産留保金(換金申込日の基準価額に対して . %))

投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用

- ・信託報酬(信託財産の純資産総額に対して、年 . %)

その他詳細は各商品の目論見書をご確認ください。

なお、上記の記載は、あくまでも一例であり、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要があります。

問9 「顧客が行う取引行為において、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、当該指標、当該指標に係る変動により損失が生じるおそれがある旨及びその理由を表示する。」(以下「リスク文言」という。)とあるが、具体的に何を表示すれば良いか。

答： 主な個別商品の案内などにおける「リスク文言」は、次の事例による表示が考えられます。

1. 「株式」に関するリスク文言

- ・ 株価の変動等により損失が生じるおそれがあります。
- ・ 外国株式は、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

2. 「債券」に関するリスク文言

- ・ 債券の価格は、市場の金利水準の変化に対応して変動しますので、償還前に換金する場合には、損失が生じるおそれがあります。
- ・ 外貨建て債券は、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

3. 「投資信託」に関するリスク文言

(1) 主な投資対象が国内株式であるもの

この投資信託は、主に国内株式を投資対象としています。組み入れた株式の値動きにより基準価格が上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。

(2) 主な投資対象が円建て公社債であるもの

この投資信託は、主に円建の公社債を投資対象としています。この投資信託の基準価格は、金利の変動等による組み入れ債券の値動きにより上下しますので、これにより元本を割り込むおそれがあります。

(3) 主な投資対象が株式・一般債にわたっており、かつ、円建・外貨建の両方にわたっているもの

この投資信託は、主に国内外の株式や債券を投資対象としています。この投資信託の基準価格は、組み入れた株式や債券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むおそれがあります。

なお、複数商品名を記載した「取扱商品一覧の案内」などで、個別商品の詳細説明がないもの（投資判断ができるまでには至らないもの）におけるリスク文言は、次のようなものが考えられます。

ご案内の商品は、価格の変動等により損失が生じるおそれがあります。

また、上記の事例は、あくまでも一例であり、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断する必要があります。

問10 「テレビCM」、「ラジオCM」や「当該CMをインターネットに掲載したもの」には、何を表示すれば良いのか。

答： テレビCM、ラジオCMや当該CMをインターネットに掲載したものについては、その特性から表示すべき事項が勘案されております。

法令において、求められている記載事項は、次のとおりとなります。

業者等の商号、名称又は氏名
業者等である旨及び登録番号
元本損失・元本超過損が生ずるおそれがある旨（当該損失の額が保証金等の額を上回る
こととなるおそれがある場合にあっては、当該おそれがある旨）
契約締結前交付書面等の書面の内容を十分に読むべき旨

音声やテロップなどによる方法も可。

なお、株券電子化の周知など、制度周知のために行うものであれば、音声や映像等の手段を問
わず、広告には該当しないと考えらることから、上記 ~ の表示は不要となります。

参考条文等：施行令第 16 条第 2 項、金商業等府令第 77 条、パブコメ回答 P233 (No46～51)

問 11 屋内又は屋外の看板、壁面に貼り付けたポスター（ビラとして配布するなどの方法に用いる
場合を除く。）や電光掲示板などには、何を表示すれば良いか。

答： 屋内又は屋外の看板、壁面に貼り付けたポスター（ビラとして配布するなどの方法に用いる
場合を除く。）や電光掲示板（以下、屋外広告物等）などについても、テレビCMなどと同様に、
その特性から表示すべき事項が勘案されております。

法令において、求められている記載事項は、次のとおりとなります。

業者等の商号、名称又は氏名
業者等である旨及び登録番号
元本損失・元本超過損が生ずるおそれがある旨（当該損失の額が保証金等の額を上回る
こととなるおそれがある場合にあっては、当該おそれがある旨）
契約締結前交付書面等の書面の内容を十分に読むべき旨

なお、上記の記載要件は、広告等のうち屋外広告物等による表示に対して認められている措
置であることから、屋外広告物等であっても、一般の広告等で求められている記載要件（施行
令第 16 条第 1 項各号に規定される顧客の判断に影響を及ぼす重要事項等）を記載しているもの
であれば、別途上記 および を記載する必要はありません。

参考条文等：施行令第 16 条第 2 項、金商業等府令第 77 条、パブコメ回答 P234(No52)

問 12 インターネットのウェブサイト等には、「手数料等」や「リスク文言」をどのように表示すれば良いか。

答： インターネットのウェブサイトにおいて、例えば、 トップページにおいて商品・サービスメニューが表示され、そこから 各種商品又はサービスが表示され、最後に 個別の商品内容や個別サービス内容が表示される場合において、 の個別の商品内容や個別サービス内容のページに、法令に基づく、表示義務事項である、「手数料等」や「リスク文言」の表示がされていれば、当該サイトの当該表示は、基本的に広告等規制に沿った対応がなされているものと考えられます。

注) 「リスク文言」については、文字の大きさに留意する必要があります。(問 15 参照)

なお、上記と併せ、例えば、各ページに「ご投資にかかる手数料等及びリスクについて」などのリンクやバナーを設置し、次の文言を表示することも考えられます。

<記載例> 「ご投資にかかる手数料等およびリスクについて」

弊社のホームページに記載の商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料や諸経費等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。各ページに掲載された各商品等へのご投資にかかる手数料等およびリスクについては、当サイトの当該商品等の契約締結前交付書面、目論見書またはお客様向け資料などが掲載されたページに記載されておりますので、当該ページをお開きいただき、よくお読みください。

参考条文等：パブコメ回答 P241(No92～95)

問 13 セミナー等（講演会、学習会、説明会等を含む。以下同じ。）の案内に、セミナー等で紹介する個別の商品名等が表示されている場合、「手数料等」や「リスク文言」をどのように表示すれば良いか。

答： セミナー等の案内において、タイトル（題目）や講師名以外に、セミナー等で紹介する個別商品の取引を直接的に誘引する文言や当該商品の商品概要又は詳細説明等が表示されている場合には、リスク事項や手数料等に関する表示を行う必要があります。例えば、それが、複数の商品概要の説明や、取引を直接的に誘引する文言が記載されているものについては、次の事例による表示が考えられます。

本案内に記載のセミナーでは、セミナーでご紹介する商品等の勧誘を行うことがあります。これらの商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等（株式取引の場合は約定代金に対して最大 . %（ 万円以下の場合は、 円）(税込み)の委託手数料、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等）をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客様向け資料をよくお読みください。

なお、上記記載例のとおり、セミナー等を開催して、一般顧客等を集め、当該一般顧客等に対して金融商品取引契約の締結の勧誘（勧誘を目的とした具体的商品説明を含む、）を行う場合には、当該セミナー等に係る広告等及び案内状等に、金融商品取引を勧誘する目的がある旨を明確に表示することが必要になると考えられます。

参考条文等：パブコメ回答 P228(No24～26)

問 14 アナリスト・レポートを勧誘に使用する場合、「手数料等」や「リスク文言」をどのように表示すれば良いか。

答： アナリスト・レポートについては、当該アナリスト・レポートを金融商品取引契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法は、広告等に該当しませんが、勧誘に使用する場合には、次の事例による表示が必要になると考えられます。

株式

株式の売買取引には、約定代金に対して最大 . %（税込み）（ 万円以下の場合は、 円（税込み））の手数料が必要となります。株式は、株価の変動により、損失が生じるおそれがあります。外国株式は、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

債券（クレジット・レポートなど）

非上場債券（国債、地方債、政府保証債、社債）を当社が相手方となりお買付けいただく場合は、購入対価のみお支払いただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外国債券は、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。

(4) 「広告等」の表示方法について

問 15 「リスク文言」については、「リスク文言」以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示するとあるが、必ず一番大きな文字に合わせなければならないのか。

答： 「リスク文言」以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものの対象は、タイトル(表題)、見出し、商品名や業者名なども含まれると考えられます。(タイトル、見出しや商品名などは、その文言自体がメリットを表すこともできるため。例えば、「高配当株ファンド」や「元本確保型投資信託」など。)

なお、「著しく異なる大きさ」とは、広告等における表示スペースが千差万別であることから、特定の大きさ以上の文字又は数字による表示までは、義務付けられてはいないと考えられます。

また、「著しく異なる大きさ」の程度は、顧客等の視点からメリットとリスクについて、バランスのとれた表示をすることが重要であり、必ずしも一番大きな文字と同じ大きさである必要もないと考えます。

例えば、投資信託において、「ファンドの特色」や「収益分配金」などを記載するならば、同様の体裁で「投資リスク」を記載する方法などがバランスのとれた表示であると考えられます。

参考条文等：パブコメ回答 P242～246(No99～128)

問 16 法令記載事項が足りない投資信託のビラやパンフレットについては、目論見書と併せて交付する方法で法令要件を満たしたことになるか。

また、その他のビラ・パンフレットにおいても、足りない表示を別様の書面に表示し、当該ビラ・パンフレットに挟み込むなどして対応することは、可能か。

答： ビラ・パンフレットと目論見書を併せて交付する場合は、一体として表示されていると言え、問題ないと考えます。(よって、例えば、約定までには目論見書を必ず交付するとしても、法令記載事項が不足した広告等を単独で交付することは、一体として表示されているとは言えないため、認められないと考えます。)

また、その他のビラ・パンフレットにおいても、足りない表示を別様の書面に表示し、当該ビラ・パンフレットに挟み込むなど顧客から一体として提供される方法は、問題ないと考えま

す。

経過措置終了後は、リスク文言の文字の大きさにも留意が必要です。

ただし、基本的には、ビラ・パンフレット自体に表示義務事項が表示されるべきであることに留意する必要があります。

参考条文等：パブコメ回答 P269(No258)

問 17 インターネットウェブサイトなどにおける、「バナー広告」や「テキスト広告」などについては、当該バナーやテキスト自体に法令記載事項を表示しなければならないか。

答： インターネットウェブサイトなどの「バナー広告」や「テキスト広告」など限られたスペースを利用した広告など（以下「バナー広告等」という。）については、それ自体に投資者に誤解を生じさせるような過度に主観的な表示がされていなければ、別のページに法令記載事項が表示され、当該バナー広告等からその別ページへ容易に遷移できるよう（例えば、「詳細はこちら」等のボタン等をわかりやすい場所に表示し、当該ボタン等をクリックすると当該別ページが表示される等）になっていれば、顧客から見て一体として提供される方法に該当し、基本的に広告等規制に沿った対応がなされているものと考えます。

「投資者に誤解を生じさせるような過度に主観的な表示」にならないためには、例えば、元本確保型投資信託等の名称を記載したバナー広告等において、単に「投資信託（元本確保型）」のみの表示ではなく、「投資信託（償還時ドル建て元本確保型）」や「投資信託（条件付元本確保型）」と記載すること等が考えられます。（問 20 参照）

参考条文等：パブコメ回答 P241～242(No92～95)

問 18 不特定多数の者が閲覧可能なインターネットウェブサイトにおいて、特定投資家向けに取引手法や商品案内を掲載する場合は、法令記載事項を表示しなければならないか。

答： 特定投資家のみを取引の対象とする金融商品取引業者が、不特定多数の者が閲覧可能なインターネットウェブサイトにおいて、特定投資家向けに取引手法や商品案内を掲載する場合、例えば、「当該ページに記載された内容は、特定投資家向けの取引手法や商品案内などであって、特定投資家以外の方は、ご利用になれません。」などの文言が当該ウェブサイト上、誤解のない

ように表示されていれば、広告等規制の適用除外として、法令記載事項の表示までは必要ないと考えます。

参考条文等：金商法第 45 条第 1 項第 1 号

(5) 経過措置について

問 19 経過措置期間中はどのような対応を行えばよいか。

答： 全ての広告等において、登録番号について、施行日（平成 19 年 9 月 30 日）から起算して 3 月を経過する日まで（以下「経過措置期間中」という。）は適用しないとされております。

また、ピラ又はパンフレットにおいて、広告等の表示方法（金商業等府令第 73 条）及び協会への加入の有無並びに協会名称の表示（金商業等府令第 76 条第 2 号）について、経過措置期間中は適用しないとされております。

経過措置期間中における「金融商品取引業者である旨」については、金融商品取引業者名（証券会社名）又は登録金融機関名が表示されていれば、「金融商品取引業者である旨」が表示されているものと考えております。

なお、経過措置後の広告等においては、次の事例による表示を行う必要があると考えられます。

商号等/ 証券会社株式会社 金融商品取引業者 財務局長(金商)第 号
加入協会/日本証券業協会、(社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会、
(社)金融先物取引業協会

注 1) 商号は、略称不可。

注 2) 所属協会名は、所属している協会名をすべて記載する。

注 3) 登録金融機関は、「登録金融機関 財務局長(登金)第 号」と記載する。

参考条文等：金商業等府令第 73 条、第 76 条 2 号、附則第 11 条、パブコメ回答 P225 (No1～6)

(6) その他

問 20 法令記載事項以外に留意すべき事項はあるか。

答： 現在、協会において、「広告等に関する指針」の見直し中ではありますが、平成 18 年 10 月版の「第 2 部 広告等の作成に係る留意事項」は、参考になると考えております。

なお、記載中の「必要表示項目」については、法令表示事項以外は、「表示することが望ましい事項」として、参考にしていただければと考えます。

また、特に「元本確保」をうたった投資信託等においては、元本確保の定義や条件を併記する等、顧客に元本の安全性について、誤認されることのないよう留意する必要があると考えます。

例えば、投資信託の名称については、単に「投資信託(元本確保型)」と記載するのではなく、「投資信託(償還時ドル建て元本確保型)」や「投資信託(条件付元本確保型)」と記載すること等が考えられます。

さらに、投資信託のパナー広告等を掲載する際にも、例えば、当該パナー広告等に単に「投資信託(元本確保型)」のみを記載するのではなく、「投資信託(償還時ドル建て元本確保型)」や「投資信託(条件付元本確保型)」と表示するとともに、元本確保の定義や条件が容易に閲覧することが可能な場所に表示されていること等が考えられます。

「広告等に関する指針」(平成 18 年 10 月版) P.39 「投資信託等の名称等の表示」において、「有価証券届出書に記載された当該投資信託等の名称を表示する。」となっておりますが、有価証券届出書の名称が上記の記載事例と異なる場合には、名称とは別に、元本確保の定義や条件を併記する等、文字の大きさ等に留意しつつ記載すること等が考えられます。

問 21 既に発行されている新聞、雑誌等の広告や既にスポンサー契約を締結している広告等、第三者が管理しているものに表示された広告等について、回収が困難な場合や契約の変更が困難な場合は、どのように考えれば良いか。

答： 既に発行されている新聞、雑誌等の広告や既にスポンサー等契約を締結している広告等、第三者が管理しているものに表示された広告等については、物理的に回収が困難な場合や契約変更が困難な場合等あると考えられます。

基本的には、当該新聞、雑誌等の回収については、いたし方がないと考えられます。

なお、スポンサー等契約を締結している広告等については、法令の施行日以降、直近の契約締結時に変更していただく必要があると考えられます。

以 上